

2024 秋派遣
【海外交換留学プログラム】
募集要項



1 次募集

募集ガイダンス	(日本語)2023年10月4日(水)5限 <Zoom ID> 931 3754 4235 (英語)2023年10月4日(水)5限 <Zoom ID> 923 9297 7767
募集期間	2023年10月2日(月) - 2023年10月30日(月) 14:00
面接対象者発表	2023年11月13日(月) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2023年11月15日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2023年11月20日(月) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第1回参加者ガイダンス	2024年1月24日(水) 5限 (Zoom)

2 次募集

募集期間	2023年11月20日(月) - 2023年12月18日(月) 14:00
面接対象者発表	2024年1月11日(木) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2024年1月17日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2024年1月22日(月) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第1回参加者ガイダンス	2024年1月24日(水) 5限 (Zoom)

- ・ 上記のスケジュールは変更される可能性があります。
- ・ 必要に応じて最終選考結果発表までに個別面談を行うことがあります。
その場合、日時は別途お知らせします。
- ・ 面接は、書類審査後に必要と判断された場合のみ実施します。
- ・ 面接日は大学が指定します。面接予定日は授業以外の予定を空けておくようにしてください。
- ・ 派遣先大学は最終選考結果発表時に公表します。
- ・ 募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。
- ・ 選考が予定より早く終了した場合は、最終選考結果発表日が早まる可能性があります。

プログラムの趣旨・概要

海外交換留学プログラムは、APU と学生交換協定を締結している大学へ授業料相殺で1セメスターもしくは1年間留学する制度です。単に言語運用能力を伸ばすだけではなく、APU 各学部の学習内容を深化させるため、協定校で正課科目を受講し、専門性を高めることが交換留学の目的です。

1.申請条件

次の全ての条件を満たすこと。

- 1) 言語要件：別紙「2024 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を満たしていること。
- 2) GPA 要件(当該 GPA/通算 GPA)
次の2つの GPA 要件を両方とも満たしていること。
* 2023 年度春セメスター終了時点の当該 GPA が 2.00 以上であること。
* 2023 年度春セメスター終了時点の通算 GPA が別紙「2024 Fall University List」の「APU 学内選考時の要件」に示す通算 GPA 以上であること。
- 3) 申請時点において2セメスター生から5セメスター生であること
* 3 回生編・転入生は申請できません。
* 2 回生編・転入生は、第 4 セメスターから申請できます。
- 4) 志望大学のある国/地域のパスポートを所持していないこと。申請者が志望大学のある国/地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後 (G7 以後) においてその国/地域での学修歴が4年未満であること。
- 5) 学内選考の申請締め切り日において在籍状態が「通常」、「留学」、「休学」のいずれかであり、「停学」でないこと

2.選考基準・選考方法・選考対象となる大学

(1)選考基準

APU での学業成績および英語能力を中心に、志望理由の内容を踏まえ総合的に選考を行います。また、志望理由の評価においては主に次の3点について評価します。

- ・ 交換留学に参加するうえでの目的意識・留学計画が明確であること。
- ・ 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、自らの力で留學生活における困難を乗り越える力と、それに対する心構えを有していること。
- ・ 進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。

(2)選考方法

- ・ 提出書類に基づく選考 (APU での学業成績について申請者に資料提出は求めていませんが、アカデミック・オフィスは大学のデータベースより学生の成績情報を確認します)
- ・ 書類審査後必要と判断された場合のみ面接を実施。

(3)選考対象となる大学

原則として、申請書類に記載された希望大学(第1希望～第3希望)を審査の対象とし選考します。前年度の倍率等を参考にしながら、第3希望まで記載することを強く推奨します。なお、募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。

3.言語条件付内定について

以下のいずれかに該当する場合は言語条件付内定となります。

- A 別紙「2024 Fall University List」の「派遣先申請時の言語要件」を満たさない状態で学内選考を通過した者
 - B 別紙「2024 Fall University List」の派遣先大学の「Application Deadline」までに期限が切れる英語能力試験スコアで学内選考を通過した者 (ただし、派遣先への言語スコアの提出が不要な場合は期限が切れるスコアで応募したとしても条件付内定とはせず、正式内定となります。)
 - C 授業で受験した GSE スコアで学内選考を通過した者
- 言語条件付内定の者は、最終スコア提出期限*までに「派遣先申請時の言語要件」を満たす英語スコアを提出し

なければなりません。最終スコア提出期限までに基準を満たす英語スコアを提出することができない場合は、内定取り消しとなります。

*最終スコア提出期限：別紙「2024 Fall University List」の「Nomination Deadline」の1週間前

4.内定後のスケジュール／手続き／内定の取消しについて

(1)内定後のスケジュール／手続きについて

合格後～2024年7月 参加者ガイダンス（全7回実施、出席必須）
誓約書等 APU への書類提出、保険手続き、予防接種、派遣先大学へ入学申請、ビザ申請、渡航準備等
2024年8月～10月頃 派遣先大学へ出発・交換留学開始

*派遣先の寮の手配、ビザ申請や渡航準備は、参加者自身の責任で行ってください。

(2)内定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、交換留学の内定を取り消します。

- ① 派遣先大学の言語要件を最終スコア提出期限(Nomination Deadlineの1週間前)までに満たせなかった場合
- ② 2023年度秋セメスター終了時点において当該 GPA2.00 を下回った場合
- ③ 2023年度秋セメスター終了時点において派遣先申請時の通算 GPA 要件を満たせなかった場合
- ④ 派遣先の申請条件が内定後に変更となり、新しい申請条件を満たすことができなかった場合
- ⑤ 留学に必要なビザを所定の締切までに取得できなかった場合（締切日は決定次第内定者にお知らせします）

5.派遣期間・APU 学籍上の留学期間

(1)派遣期間：1セメスター(2024秋)もしくは1年間(2024秋-2025春)

- ・ 派遣先大学によっては派遣期間が1セメスターのみ、または1年間の場合もあります。別紙「2024 Fall University List」を参照してください。
- ・ 1年間留学する場合は、回生をまたいだ期間であっても問題ありません。（例）2回生後半(第4セメスター)～3回生前半(第5セメスター)
- ・ 学生の個人的な事情に応じて、派遣期間の延長や、派遣時期を次セメスター以降にずらすことはできません。

(2)APU 学籍上の留学期間

- ・ APU 学籍上の留学期間は、派遣先大学の学年暦に関わらず以下の通りです。
 - ◇ 春セメスター 4月1日 ～ 9月20日
 - ◇ 秋セメスター 9月21日 ～ 3月31日
- ・ 留学中は、セメスター単位で学籍を「通常」から「留学」に変更します。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、APUで開講している科目を履修することはできません。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、セッション科目や放送大学の科目を履修することはできません。
- ・ 実際のプログラム開始時期および終了時期は、派遣先の学年暦に応じて異なります。

① 1セメスター留学する場合

	秋セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション
APUでの学籍	留学		
APUでの履修	不可		
派遣先大学	1セメスター		

② 1年間留学する場合(通常)

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション	第1Q	第2Q	セッション
APUでの学籍	留学			留学		
APUでの履修	不可					
派遣先大学	1セメスター			2セメスター		

③ 1年間留学後、春セメスター第2クォーターよりAPUで履修可能な場合

1年間留学する場合であっても、派遣先大学の学年暦がAPUの春セメスター第2クォーター開始前に終了する場合は、第2クォーターや夏セッションの科目を履修することができます。APUでの学籍は春セメスターから通常となりますが、セメスター開講科目および第1クォーター科目の履修はできません。

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション	第1Q	第2Q	セッション
APUでの学籍	留学			通常		
APUでの履修	不可				可	
派遣先大学	1セメスター		2セメスター		帰国	

6. 単位認定及び留学中・帰国後の履修

(1) 単位認定

- ・ 留学先での単位は、在学中のすべての単位認定を含め、APUの各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず、60単位を上限として認定を行います。
- ・ 留学先の正規課程において修得した科目のみ単位認定を行います。
- ・ 留学先で履修した科目の単位を認定するために、本人からの申請に基づき、各学部および教学部で審査を行い、単位認定の判断を行います。
- ・ 派遣先大学で履修した科目の単位がAPUの科目名で認定された場合、その科目はそれ以降APUで履修することはできません。
- ・ APUの教学内容と相関がないと思われる科目（体育・芸術など）の単位認定は、原則として行いません。
- ・ 認定された単位は、成績評価欄に [T] として記載されます。

学部毎の方針 * 詳しい単位認定の手順は、内定後に説明します。

APM

AACSB、EQUIS、EPAS等の認証を受けている大学に留学することを強く推奨します。

上記の認証を受けている大学以外の大学に留学した場合、派遣先大学での学修がAPM専門教育科目として認定されるとは限りません。上記の認証を受けている大学に留学した場合も、科目によっては専門教育科目として認定されない場合もあります。

APS

派遣先大学で履修した科目が学修分野の専門教育科目として認定される場合、2017カリキュラム学生は一つの学修分野につき10単位を上限とします。2023カリキュラム学生についてはこの上限はありません。

ST

派遣先大学で履修した科目がST専門教育科目で認定される場合、「観光学分野科目」「持続可能な社会分野科目」「専門教育科目」のいずれかの科目分野にて認定します。

(2) 留学中と帰国後の履修

留学中を含む、本学での履修計画は、各自の卒業時期に関わる重要事項です。誤った履修計画をたてると、4年間で卒業ができなくなる場合があります。必ず各自の履修状況と所属学部のカリキュラムを確認し、しっかりと計画を立てて交換留学に臨んでください。

(3) 日本語科目・英語科目等の履修免除

大学が指定する条件を満たした場合、事前の申請により、APUに戻って履修を再開するセメスターの言語教育科目（英語、日本語、AP言語）を履修免除することができます。申請の基準はカリキュラム・言語により異なりますので、詳細は[アカデミック・オフィスウェブサイト](#)を確認してください。

言語教育科目（必修）の履修免除に関するお問い合わせ：cleac@apu.ac.jp

7. 留学にかかる経費 / 海外旅行傷害保険

(1) 留学先の費用目安（年間）

次に示す費用にはAPU授業料は含みません。

オセアニア圏	:	100-215万円
アジア圏	:	60-180万円

ヨーロッパ圏	:	110-250 万円
北米	:	110-220 万円
南米・アフリカ圏	:	60-180 万円

留学中には、次のような費用がかかります。

ただし、実際の金額は行き先、個人によって異なります。

学費	その他
APU に納入	TOEFL/IELTS 受験料、 パスポート・VISA 申請費、保険料 渡航費、書籍代、娯楽費、語学研修料、 宿舎費・食費 その他個人的活動に関わる費用等

(2) APU 指定の海外旅行保険ならびに危機管理支援システム(日本アイラック安心サポートデスク)について

危機発生時の適切な情報提供やサポートを行うため、海外プログラム参加者は、本学が指定する危機管理支援システム(日本アイラック株式会社の海外危機管理サービス「アイラック安心サポートデスク」)および海外旅行保険に加入することを必須としています。また、派遣先大学が指定する保険がある場合には、派遣先大学が指定する保険にも加入する必要があります。

アイラック安心サポートデスクは危機発生時の情報提供や安否確認などを行うサービスで、危機発生時大学に迅速に情報提供がなされることで、大学として適切な状況把握や学生へのサポートを提供することが可能となっています。

海外旅行保険は事故等発生時の補償(海外旅行中の怪我や病気の治療、入院にかかる費用、賠償責任、救援者の諸費用など)を行うものです。

内容詳細、申し込み方法については、内定者向けガイダンスにて説明します。

留学期間	保険(プランSの場合)	安心サポート	合計(めやす)
1 セメスター(4 ヶ月の場合)	44,350 円	6,600 円	50,950 円
1 年(10 ヶ月の場合)	116,410 円	16,500 円	132,910 円

(3)APU の学費

- ・ 留学開始前のセメスターの継続審査で取消にならない限り、交換留学中も国内学生及び国際学生の授業料減免は継続されます。
- ・ 国際学生および参加者自身が経費支弁者の場合は、以下のいずれかの方法で留学中の APU の学費を納付する必要があります。
 - ゆうちょ銀行口座を利用した自動払込
 - 大学提携のウエスタンユニオン(WU)社を通じた海外からの納付
- ・ 学費額は、アドミニストレーション・オフィスへ個別お問合せください。
- ・ 学費納付方法について問題がある方は、[学費についてのウェブページ](#)の内容を確認した上でアドミニストレーション・オフィスに別途相談をしてください。

8. 申請方法

交換留学の申請には次の2ステップが必要です。注意事項をよく読み、申請を行ってください。次の2ステップを申請締切までに完了していない場合は、書類不備となり選考を行いません。

[Step 1] 必要書類を準備

オンライン申請の最後に①顔写真(データ)、②経費支弁書(PDF、JPEG等)、③英語スコアのコピー、④履修希望科目リストをアップロードする必要があります。また申請者が志望大学のある国/地域の国籍を所持している場合のみ、⑤中学生以後(G7以後)の学修歴を証明する書類の提出が必要です。それらを事前に準備してください。

① 顔写真(データ)

顔写真はアカデミック・オフィスが参加者をサポートするにあたり、参加者の顔と名前を一致させるために使

用します。以下の点に注意して写真をアップロードしてください。

- ・ 正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどを着用していない写真データを準備してください。証明写真でなくても構いません。
- ・ 申請者以外の方が映りこんでいる写真は使用しないでください。
- ・ 過去6ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「Photo_学籍番号」としてください。
例) **Photo_11111111.jpeg**

② 経費支弁書 (PDF、JPEG 等)

- ・ 交換留学申請ページより経費支弁書をダウンロードし、申請者本人・経費支弁者本人が、それぞれの箇所を入力してください。手書きは不要です。
- ・ 入力が完了したら、PDF もしくは JPEG 等で保存してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「Financial_Support_学籍番号」としてください。
例) **Financial_Support_11111111.pdf**

③ 英語スコアのコピー (TOEFL/IELTS/GSE)

- ・ 別紙「2024 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を確認し、英語スコアのコピーを提出してください。
- ・ 申請時にはウェブスコアでの申請や期限切れ英語スコアでの申請が可能です。ただし、学内選考に通過後は有効期限内のスコアを取得したうえで、試験実施団体の発行する正式なスコア証明書 (コピー可) が必要です (言語スコアの提出を必要としない派遣先大学に申請する学生を除く)。
- ・ ウェブスコアを提出する場合は、必ず申請者の氏名、スコア、テスト取得日が確認できるページを提出してください。
- ・ 英語が母語でない英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ・ ファイル名は例に従い、「Score_学籍番号」としてください。
例) **Score_11111111.pdf**
- ・ 学内申請には、授業で受験した GSE スコアの使用が可能です。GSE スコア基準は「2024 Fall University List」の「GSE」の列を参照してください。
- ・ 授業で受験した GSE スコアのスコア閲覧方法がわからない場合は、申請締切まで余裕を持ったスケジュールでアカデミック・オフィス<outbound@apu.ac.jp>に連絡してください。

以下の条件に当てはまる場合 (言語能力証明書の提出免除で APU に入学した場合) は、APU の学内申請には英語スコアコピーの提出は不要です。ただし、派遣先からは言語能力証明書の提出が求められる場合がありますので、計画的に言語能力試験を受験してください。また、入学後に受験した言語能力証明書のコピーがある場合は、添付してください。

- ・ アイルランド、アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、イギリス、オーストラリア、ガイアナ、カナダ (ケベック州を除く)、グレナダ、ジャマイカ、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、バハマ、バルバドス、ベリーズのいずれかの国において、12 年目の教育課程を修了した者。
- ・ 上記の国以外で、直近3年間、通常の課程による学校教育を英語で受けたことを証明する書類を提出できる者。
- ・ 国際バカロレア (International Baccalaureate) のディプロマを英語で取得済の者。
- ・ 英語で実施された課程において、学士号または修士号を取得している者。
- ・ 以下の資格試験において一定のスコアを満たす者。
Old SAT (Critical Reading and Writing) : 1100 点以上
New SAT (Evidence-Based Reading and Writing) : 590 点以上
ACT : 25 点以上 (「English (英語)」 「Reading (読解)」 の平均点が 25 点以上)

④ 派遣先で履修希望の科目リスト

- ・ 科目リストの書式は、交換留学ウェブサイトの申請ページからダウンロードしてください。
- ・ Info Sheet に記載されている科目リストの URL や、派遣先大学のウェブサイトに記載されている科目リスト

- を調べ、派遣先で履修希望の科目リストを作成してください。
- ・ 科目コードや、開講セメスター、単位等が不明な場合は空欄での提出を許可します。ただし、科目名は必ず記載するようにしてください。
 - ・ 応募する大学全ての履修希望科目リストを作成してください。
 - ・ 1セメスター留学の場合は4~5科目、1年留学の場合は8~10科目を記載してください。
 - ・ ファイル名は例に従い、「Subject List_学籍番号」としてください。例) **Subject List_11111111.pdf**

⑤ 中学校・高校（G7 以後）の学修歴を証明する書類

- ・ 志望大学のある国のパスポートを所持している申請者は、中学校・高校（G7 以後）で在籍した全ての学校の成績証明書（成績証明書に在籍期間を確認できる情報がない場合には、加えて在籍期間証明書）のコピーを提出してください。
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出された書類の返却は行いません。
- ・ 学修歴を証明できない場合には申請者が国籍を有する国に留学することはできません。
- ・ ファイル名は例に従い、「Transcript_学籍番号」としてください。例) **Transcript_11111111.pdf**

[Step 2] オンライン申請（英語のみ）

- ・ オンライン申請は全て英語で回答してください。
- ・ オンライン申請の提出は、APU Office365 にログインする必要があります。
- ・ 指定されているエッセイ・志望理由に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- ・ 申請内容は印刷し保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請内容を持参ください。印刷した申請内容を持参しない場合は、疑義を受け付けません。
- ・ 複数回入力を行った場合は、入力日が新しいもののみ受け付けます。

9. 交換留学に関する問い合わせ

アカデミック・オフィス (B 棟 1 階)

交換留学担当

TEL: 0977-78-1101

E-mail: outbound@apu.ac.jp

プログラム共通事項

1. 査証(ビザ)

出発から帰国までに必要となるビザを確認の上、学生本人の責任で申請してください。必要となるビザは、学生の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なります。必要となるビザ(トランジットビザを含む)および必要書類等は各大使館のホームページ等で各自確認してください。なお、ビザ申請要件は予告無しに変更される場合がありますので、最新情報を入手するようにしてください。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、ビザ発給国の定めにより渡航前にビザを取得できない場合以外は原則認められません。

万一、ビザが取得できない場合は、派遣・留学は取り消しとなります。また、派遣・留学開始時期の変更等はいりません。

その際にかかるキャンセル料は、参加者の負担となります。負担するキャンセル料と成績については「免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。

[国際学生のみ]

プログラム実施国のビザ以外に、日本の在留許可期限及び再入国許可の条件を確認してください。在留許可期限の更新・再入国許可について分からないことがあれば、チューデント・オフィスで確認してください。

注意)プログラムによってはビザの申請を代行会社に委託している場合があります。詳細はプログラム担当者に確認してください。

2. 保険

個人で既に参加している場合も含め、APU 及び派遣先大学が指定する国内・海外旅行保険、危機管理システム等への加入が必要です。保険加入に関する詳細は、事前授業又は参加者ガイダンスで説明します。

3. 予防接種

事前授業又は参加者ガイダンスにて、APU ヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類などを案内します。ヘルスクリニックが推奨する予防接種は必須ではありませんので、接種するかどうか各自判断してください。接種を希望する場合は、各自ヘルスクリニックで受診の手続きを行ってください。

ただし派遣先によっては予防接種が必須になる場合があるため、ガイダンス内の指示に従ってください。

4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し

- ① 次の条件に当てはまる場合は、教学部長が学生派遣の中止を判断します。
 - 1) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル 2 以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - 2) 社会情勢を鑑み、プログラムを安全に実施できないと考えられる場合
 - 2-1) 中止判断にあたり留意されることは、実習先での天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容・その他不可抗力に起因する事態が発生した場合等が想定されます。
 - 3) 派遣先大学が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合
- ② 以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあります。なお、交換留学、ダブルディグリープログラム、短期サマー/ウィンタープログラムを除くプログラムについては、参加を取り消された場合、成績は原則として「F」評価となります。
 - A) 参加態度・出席状況などを勘案し、受講不相当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合

- C) 指定の海外旅行傷害保険などに加入しない場合や、書類の提出を怠る、必要なガイダンスに参加しないなど大学の指示に従わない場合
- D) 負傷・病気等で留学が適当でないと大学が判断した場合
- E) 不正行為を行った場合
- F) その他学生としての本分に反した場合

③ 受講が取り消された時点で既に発生している費用については、学生本人が費用を支払う必要があります。

5. 選考結果発表後の辞退について

本学は皆さんがプログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考を行います。従って、選考結果発表後の辞退は原則認められません。

申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することのないよう準備を行ってください。なお、期日内に大学が指定した費用の支払いがない場合は辞退したものととして扱います。キャンセル料については、次項「6. キャンセル料について」を参照してください。単位付与があるプログラムの場合、辞退した者の成績評価は原則として「F」評価となります。

6. キャンセル料について

選考結果発表後に辞退せざるを得ない状況が生じた場合、辞退する学生は、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。キャンセル料には、銀行手数料(海外送金手数料等)も含まれます。

既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、一定時間を要します。

7. 履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。選考結果発表後に問題が判明した場合および「4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し」に記載している事象が発生した場合も、特別な配慮等はしません。自己責任において、プログラムの応募を行ってください。

注意) 講義内容が同じプログラムに複数回参加することはできません。

申請を希望するプログラムが、すでに修得済みのプログラムの内容と同一かどうか不明な場合は、事前にアカデミック・オフィスにお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いについて

詳細は、合格者あてにお送りする誓約書を参照してください。

9. プログラム参加にあたって

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと決めてください。なお、派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。

プログラム参加中は「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」および「Off-campus Study Program へ参加する学生のための危機管理ガイドライン」を遵守してください。

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学 (以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) **[交換留学/ダブルディグリープログラム/短期サマー・ウィンタープログラム/EXPLORE]** 渡航前に、日本出国・日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、プログラム期間を含む本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[上記以外の全プログラム] 渡航前に、**[海外プログラムの場合]**本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システム、**[国内プログラムの場合]**本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (7) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わない。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用 (実習費・宿泊費・交通費・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費 (派遣先から本学に請求された必要経費を含む) を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。
- (8) **[交換留学/ダブルディグリープログラム/短期サマー・ウィンタープログラム/EXPLORE]**
大学に事前に申告した日本出国日から日本帰国日までの期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

4. 入国・帰国 (海外で実施されるプログラムのみ)

[交換留学/ダブルディグリープログラム/短期サマー・ウィンタープログラム/EXPLORE]

- (1) 日本からの出国および帰国日ならびに途中の旅程を予め本学に提出すること。
- (2) 予め、本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。

[上記以外の全プログラム]

- (1) プログラム実施期間前に個人で入国してはならない。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、本学が必要と認めたプログラムにおいては、本学が事前のガイダンスで指定する方法により、日本出国日および日本帰国日を事前に大学に申告するとともに、自己責任で現地集合し、帰着するものとする。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項・シラバスおよび別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報（氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報）は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者（派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国（日本、参加学生の母国、派遣国）の在外公館及び政府機関）に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____
学生本人署名 _____ ※「描画」で署名（入力不可）
学籍番号 _____
参加プログラム _____（派遣先大学・機関： _____）
学部 _____（ APM / APS / ST ）
回生 _____（ 1 / 2 / 3 / 4 / その他）
郵便番号 〒 _____
住所 _____

※入力した住所に誤りが無いかを再度ご確認ください

保証人記入欄

■私は、募集要項・シラバス及び別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____
保証人署名 _____ ※「描画」で署名（入力不可）
郵便番号 〒 _____
住所 _____

※入力した住所に誤りが無いかを再度ご確認ください

電話番号 _____
本人との関係 _____

※保証人欄は、父母・身元引受者等が記載してください。

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合